

## 理由

経済産業大臣の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額及び都道府県知事等の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の標準となる額を定める必要があるからである。